

マイナンバーに関するQ & A

【マイナンバー】

Q 1. マイナンバーは誰に通知されるものですか？ 手続は必要ですか？

A 1. マイナンバーは、日本に住民票がある人全員に1人に1つの番号が決まり、通知されます。外国人であっても、住民票のある中長期在留者、特別永住者等にはマイナンバーが通知されます。初回の通知は、2015年10月から12月にかけて住民票の住所に郵送されました。住民登録の手続をすれば、マイナンバーは決まりますので、特別な手続は不要です。住民登録の後、しばらくして住民票の住所に簡易書留で郵送されます。

Q 2. 中長期在留者の「中長期」とは具体的にどのくらいの期間在留する人を指しますか？

A 2. 在留カードの交付対象者であって、我が国に在留資格をもって在留する外国人のうち、3か月以下の在留期間が決定された者や短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者等以外の者になります。

Q 3. マイナンバーはどのような場面で使うのですか？

A 3. 国の行政機関や地方公共団体などが社会保障、税、災害対策の分野で利用します。

雇用保険、医療保険の手続や生活保護、児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続で申請書などにマイナンバーの記載が必要です。また、税や社会保険の手続を勤務先の事業主や金融機関などが個人に代わって手続を行う場合があり、勤務先に加え、取引のある金融機関にマイナンバーを提示する場合があります。

国外への送金や、国外からお金を受け取る時に、銀行や郵便局へマイナンバーを提示します。

Q 4. マイナンバーは在留カードや特別永住者証明書の番号とは違う番号ですが、マイナンバーの使い道はなんですか？

A 4. マイナンバーは社会保障、税、災害対策の3つの分野の行政手続で利用するもので、これらの分野の手続以外で利用することは法律で禁止されています。利用する分野、手続が限られていることに注意してください。なお、在留カードや特別永住者証明書の番号は、マイナンバーとは別に、在留カードや特別永住者証明書の交付ごとに異なる番号が定

められ、在留カードや特別永住者証明書に記載されるものです。

【通知カード・個人番号カード（マイナンバーカード）】

Q 5. 通知カードと在留カードまたは特別永住者証明書の内容が異なる場合や、通知カードに記載されている情報が間違っている場合はどうすればよいですか？

A 5. 住民票がある市区町村にお問合せください。

Q 6. 通知カードや個人番号カードは在留カードや特別永住者証明書に代わるものですか？

A 6. 通知カードや個人番号カードは、在留カードや特別永住者証明書の代わりにはなりません。
通知カードや個人番号カードの交付を受けても、在留カードまたは特別永住者証明書は引き続き所持する必要があります。

Q 7. 通知カードと個人番号カードの違いは何ですか？

A 7. 通知カードはマイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別が記載された紙のカードです。一方、個人番号カードは申請すれば交付される顔写真のついたプラスチックのカードです。（個人番号カードを受け取る場合、通知カードは市区町村に返還することになります。）
個人番号カードは番号確認と本人確認を 1 枚で行うことができます。身分証明書としても利用できるほか、搭載されている IC チップを利用して、図書館カードや印鑑登録証などに利用でき（市区町村により異なる）、e-Tax などの税の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。通知カードは紙のカードで、写真がないので本人確認ができません。したがって、マイナンバーの手続では在留カードなど顔写真付きの身分証明書が別途必要になります。

Q 8. 個人番号カードの取得は義務ですか？また、申込期限や有効期間はありますか？

A 8. 個人番号カードの取得は任意です。申込期限はありません。
個人番号カードを取得した場合、有効期間は 20 歳以上の場合は 10

回目の誕生日まで、20歳未満の場合は5回目の誕生日までです。ただし在留期間との関係で異なる場合がありますので、注意してください。

Q 9. 本国に帰る際、通知カードや個人番号カードはどうすればよいですか？

A 9. 出国する際に市区町村に返納する必要があります。市区町村において、返納を受けた旨を券面に記載した後、カードはご本人にお返しします。これは、転出後においてもマイナンバーを確認する場面（税金関係など）が発生する可能性があるためです。

【マイナポータル】

Q 10. マイナポータルとは何ですか？外国語版もありますか？

A 10. 2017年開始予定の自分だけのポータルサイトで、行政機関がマイナンバーに関係する自分の個人情報を、いつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や、行政機関からのお知らせを自宅のパソコンなどで確認することができます。

当初は日本語のみですが、外国語版も対応予定であり、外国語の種類は検討中です。

◆ 通知カードや個人番号カードに関するお問合せ ◆

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

0120-0178-26 マイナンバー制度に関すること

0120-0178-27 通知カード、個人番号カードに関すること

平日9時30分～20時00分 土日祝9時30分～17時30分（年末年始を除く）

※個人番号カードの紛失・盗難による一時利用停止については、

0120-0178-27 にて24時間365日受付

※日本語のフリーダイヤルは 0120-95-0178 です。

※マイナンバーに関する情報はこちらから。

・内閣官房 HP <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

・J-LIS HP <https://www.kojinbango-card.go.jp/>